

住民税均等割非課税世帯の皆さまへ

物価高騰対策給付金（7万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 物価高騰給付金（**1世帯あたり7万円**）は、令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **7万円**

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を提出してから
30日前後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

令和5年12月1日時点で涌谷町に住民登録があり
世帯全員が令和5年度「**住民税均等割が非課税**」
の世帯



涌谷町から確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

提出期限：令和6年3月29日（金）（必着）

詳しくは裏面へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、涌谷町から給付内容や確認事項が記載された確認書が届きます。

- 中身を確認して、涌谷町に**返信してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないか
- ③他の自治体で非課税世帯等に対する給付金（7万円）の支給を受けていないか



世帯の中に、未申告の方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書を送付しますので、所得申告のうえ、必要事項を記入して、添付書類と一緒に涌谷町に返信してください。
- 所得申告をした結果、世帯全員が住民税均等割が非課税であれば支給対象となります。

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書を送付しますので、必要事項を記入して、添付書類と一緒に涌谷町に返信してください。
- 転入した世帯員全員分の令和5年1月1日に住民票があった市区町村が発行する令和5年度非課税証明書が必要になります。



住民税非課税世帯等に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

涌谷町福祉課福祉班

電話 0229-25-7902

受付時間 9:00~17:00

(土・日・祝日・12/29~1/3 を除く)